

第 384 回三木市議会定例会追加提出議案の概要

第 384 回三木市議会定例会（令和 6 年 11 月 27 日開会）に追加で提出を予定している議案 11 件（条例関係 3 件、補正予算関係 7 件、人事案件 1 件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 87 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.50 月から 4.60 月に引き上げる。

(7) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 450	100 分の 270	100 分の 135

(イ) 令和 6 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の <u>235</u>	100 分の <u>141</u>	100 分の <u>70.5</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

(ウ) 令和 7 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和 6 年 12 月 1 日から適用）し、イ(ウ)については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) **第 88 号議案** 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を 4.50 月から 4.60 月に引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 450	100 分の 270	100 分の 135

(イ) 令和 6 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の <u>235</u>	100 分の <u>141</u>	100 分の <u>70.5</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

(ウ) 令和 7 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
12 月 1 日	100 分の <u>230</u>	100 分の <u>138</u>	100 分の <u>69</u>
年間合計	100 分の <u>460</u>	100 分の <u>276</u>	100 分の <u>138</u>

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行し（令和 6 年 12 月 1 日から適用）、イ(ウ)については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(3) **第 89 号議案** 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和6年人事院勧告の内容に準拠した給与改定等を実施する。

(ア) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

a 給料表の改定（令和6年4月1日適用）

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 平均3.0%引き上げ（1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5級～7級1.2%、8級1.1%）

b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を4.50月から4.60月に0.10月引き上げる（期末0.05月、勤勉0.05月引き上げ）。

(a) 現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の122.5	100分の122.5	100分の245
勤勉手当	100分の102.5	100分の102.5	100分の205
合計	100分の225	100分の225	100分の450

(b) 令和6年4月1日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の122.5	100分の <u>127.5</u>	100分の <u>250</u>
勤勉手当	100分の102.5	100分の <u>107.5</u>	100分の <u>210</u>
合計	100分の225	100分の <u>235</u>	100分の <u>460</u>

(c) 令和7年4月1日施行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>125</u>	100分の <u>125</u>	100分の <u>250</u>
勤勉手当	100分の <u>105</u>	100分の <u>105</u>	100分の <u>210</u>
合計	100分の <u>230</u>	100分の <u>230</u>	100分の <u>460</u>

c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を2.35月から2.40月に0.05月引き上げる（期末0.025月、勤勉0.025月引き上げ）。

(a) 現行

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の68.75	100分の68.75	100分の137.5
勤勉手当	100分の48.75	100分の48.75	100分の97.5
合計	100分の117.5	100分の117.5	100分の235

(b) 令和6年4月1日適用

基準日	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の 68.75	100分の <u>71.25</u>	100分の <u>140</u>
勤勉手当	100分の 48.75	100分の <u>51.25</u>	100分の <u>100</u>
合計	100分の 117.5	100分の <u>122.5</u>	100分の <u>240</u>

(c) 令和7年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の <u>70</u>	100分の <u>70</u>	100分の <u>140</u>
勤勉手当	100分の <u>50</u>	100分の <u>50</u>	100分の <u>100</u>
合計	100分の <u>120</u>	100分の <u>120</u>	100分の <u>240</u>

d 扶養手当の見直し（令和7年4月1日施行）

配偶者に係る扶養手当について、現行の月額6,500円を、令和7年度は月額3,000円とし、令和8年度から支給しない。

子にかかる扶養手当について、現行の月額10,000円を、令和7年度は月額11,500円とし、令和8年度から13,000円に引き上げる。

e その他（令和7年4月1日施行）

通勤手当の支給限度額の引上げ、再任用職員への住居手当の適用拡大等を行う。

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正（令和7年4月1日施行）

特定任期付職員（高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により5年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員）の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。

号給	現行の給料月額	改正後の給料月額
1号給	380,000円	<u>392,000円</u>
2号給	427,000円	<u>440,000円</u>
3号給	477,000円	<u>492,000円</u>
4号給	539,000円	<u>555,000円</u>
5号給	615,000円	<u>634,000円</u>

また、6月期と12月期のそれぞれの期末手当を1.70月から0.95月とし、現行の特定任期付職員業績手当を廃止したうえで、勤勉手当を6月期と12月期のそれぞれ100分の87.5を支給する。

(ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正

給料表及び期末勤勉手当について一般職の職員の給料表及び期末勤勉手当に準じて改定する。

ウ 施行期日

(ア) 公布の日 イ(ア) a、イ(ア) b (b)、イ(ア) c (b)、イ(ウ) (令和6年4月1日から適用する。)

(イ) 令和7年4月1日 イ(ア) b (c)、イ(ア) c (c)、イ(ア) d、イ(ア) e、イ(イ)

2 補正予算関係 【別添「令和6年度12月補正予算(案)(追加分)の概要」参照】

- (1) 第90号議案 令和6年度三木市一般会計補正予算(第6号)
- (2) 第91号議案 令和6年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (3) 第92号議案 令和6年度三木市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (4) 第93号議案 令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (5) 第94号議案 令和6年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 第95号議案 令和6年度三木市水道事業会計補正予算(第2号)
- (7) 第96号議案 令和6年度三木市下水道事業会計補正予算(第2号)

3 人事関係

- (1) 第98号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(人権推進課)